

旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて

1 届出住宅の確認

旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、宿泊のサービスを提供する者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項に規定する営業者を除く。）と取引を行う際には、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第37の9第3号の規定に則して、当該者が住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を行わなければならない。

2 料金の掲示

旅行業者は、住宅宿泊仲介業務を行う際には、事業の開始前に、旅行者及び住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者から収受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）を定め、これをその営業所において旅行者及び住宅宿泊事業者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

また、旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者が上記の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。

3 その他

その他旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについては、違法民泊物件の仲介等の防止に向けた措置について（平成29年観観産第607号）に規定するところによる。

4 旅行業協会によるガイドラインの作成

- (1) 旅行業協会は、上記1から3までに則して、旅行業者等が住宅宿泊仲介業務を行う際の取扱いについて、その作成基準、モデル等を含むガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、速やかに作成するものとする。
- (2) ガイドラインは、本通達に則するものでなければならない。
- (3) 旅行業協会は、ガイドラインを作成したときは、速やかにこれを観光庁に届け出るものとする。

以上